

## 児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究（令和元年度報告） 研究代表者 大阪大学大学院人

### 【平成 29-30 年度の調査研究から】

#### ●児童自立支援施設

- ・性的被害体験がある、もしくは潜在的リスクを有する児童が多数入所
- ・施設の対応は一律ではない〔トラウマ対応による危険性を慎重に避ける  
⇔トラウマインフォームド・ケア（以後 TIC と表記）の試行的導入〕

#### ●児童相談所

- ・司法面接（被害確認面接）に関する技術研修
- ・司法面接の実施状況に関する予備備調査〔ケースバイケース〕

- ・職員への TIC 研修による有用性と課題の把握〔具体的な聞き取り・対応のトレーニング、事例に基づく具体的な検討〕
- ・国内外の研究のレビューによる TIC の児童福祉領域への適用と有用性の確認

### 【令和元年度調査研究の概要】

児童買春、児童ポルノ等の性的搾取被害が集中しているとみられる非行相談領域における子どもの被害状況と児童自立支援施設及び児童相談所の対応を把握することを目的に、同施設及び相談所への全国調査を実施した。また、トラウマインフォームド・ケア（TIC）の導入に関する調査の結果をふまえ、職員向け心理教育教材を作成した。さらに、被害事実確認面接（司法面接）の研修を実施した。

### 【令和元年度調査研究の結果】以下の5つの調査を実施した。

児童自立支援施設を対象とした性被害等のある児童への対応状況調査			
調査 1	<p>[対象・方法]</p> <p>児童自立支援施設 49 ヲ所 (回収率 87.5%) 質問紙調査 (郵送法)</p>	<p>[目的]</p> <p>入所児童の性暴力や性的搾取による性被害歴の把握体制と児童への対応状況を明らかにする。</p>	<p>[結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性被害の把握は入所前の児童相談所の調査か入所後の問題発生時での聞き取りによることが多いが、10 ヲ所では児童相談所の聴取はされていなかった。</li> <li>・女子の性被害の把握率や聴取機会が有意に多かったが、男子の性被害もある。</li> <li>・性被害の開示時は児童相談所が被害事実確認を行うが、一部は未実施だった。</li> <li>・開示後の情報共有率は8割以上だが、アセスメントとケアの実施率は下がる。</li> <li>・ケアプログラムは施設内での実施と外部機関への委託に二分化し、トラウマに関する施設職員の認識も相反拮抗していた。研修体制の活発さも二群化。</li> <li>・トラウマへの治療的対処（軽減）もしくは寄り添う支援の二方向がみられた。</li> </ul>

2	児童相談所を対象とした性被害等のある児童への対応状況調査		
児童相談所 159カ所 (回収率 75.7%) 質問紙調査 (郵送法)	児童相談所の業務実態として、児童の性被害に対する対応状況の概要を把握する。とくに、どのように事実調査や事情聴取が実施されたのか把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答機関の 96.0%が平成 30 年度中に性暴力の被害事例の取り扱いがあり、そのうち 88.9%では在宅事例で、性的虐待・家庭内性暴力被害が多かった。</li> <li>・ 機関あたり 1-49 件で、対応が多い機関は性的虐待以外も対応している傾向。</li> <li>・ 「ガイドライン 2011 年版」に基づいて対応していたが、初期調査の実施は 39%。検察・警察との協同面接の実施率は高いが、医療診察は 44.0%、専門面接技術者の配置は 58%にとどまった。継続的な研修体制の確立が望まれていた。</li> <li>・ 施設入所時の性被害の把握は 7.5%で、調査 1 の施設側の期待とズレがある。</li> </ul>	
3	児童自立支援施設におけるトラウマインフォームド・ケアの導入に関するヒアリングを中心とした調査とその検討		
児童自立支援施設 3 機関 (抽出) ヒアリング調査 質問紙調査 (集合調査法)	児童の性被害への取組をしている、もしくは女子の多い機関の実践から、TIC の実践上の課題と効果を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性加害や性被害を理由とした入所児童の増加に伴い施設内での子ども間性暴力を予防するためにも、外部機関と連携した施設全体での教育とケアが必要。</li> <li>・ 思春期後期の子どもの行動化への対応として、TIC の基本的スキルは有用。</li> <li>・ 施設での指導とケアのバランスが介入のポイントであり、よりよい指導のために TIC の観点を取り入れる必要がある。職員の二次受傷の予防が不可欠。</li> </ul>	
4	トラウマインフォームド・ケアに関する心理教育教材の評価と開発		
(調査 3 と重複) 研究協力者との協議	前年度に作成した児童用心理教育教材のガイドを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設及び相談所の職員向けの心理教育用教材『わたしに何が起きているの？ 支援者用ガイド』を開発・作成。職員自身のトラウマの影響を組み込んだ。</li> </ul>	
5	被害事実確認面接 (司法面接) の実施状況把握と基本的技術の実装強化のための研修		
児童相談所職員等 2 機関、全 2 回	被害事実確認面接 (司法面接) の基本的技術の実装強化のための研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 つの会場において、全 17 自治体から児童相談所職員等 82 人の参加を得た。</li> <li>・ 現状では取組に地域差があり専門面接の技術維持及び向上の必要性が確認された。上記調査 1-2 の結果からも性被害の開示後の聴き取りについて要検討。</li> </ul>	

※調査機関の後半 (2~3 月) に新型コロナウイルス感染拡大に伴う調査対象地域の自治体や機関による集会及び移動の自粛要請により、いくつかの調査を中止した。

※教材や報告書は、研究班サイト「性的搾取からの子どもの安全 Seeking Sexual Safety for Children (3SC)」(URL <http://csh-lab.com/3sc/>) で公開している。

【成果と課題】性被害体験のある児童の理解や対応は、児童自立支援施設及び児童相談所のどちらでも一律ではなく、職員の意識や施設の実態は二極化する傾向がみられた。児童の利益と職員の安全を考慮する TIC は有用と考えられ、実態に合わせた支援方策が求められる。